

川崎市住民投票条例

逐条説明書

川崎市

【 目 次 】

I	川崎市住民投票条例の条文と説明	1
第1条	目的.....	4
第2条	市政に係る重要事項.....	6
第3条	投票資格者.....	9
第4条	発議又は請求.....	11
第5条	発議又は請求の形式.....	13
第6条	代表者証明書の交付等.....	13
第7条	署名等の収集.....	15
第8条	署名簿の提出等.....	17
第9条	審査名簿の調製.....	18
第10条	署名等の審査.....	20
第11条	議会への協議.....	22
第12条	住民投票の実施.....	22
第13条	情報の提供.....	24
第14条	住民投票運動.....	25
第15条	投票資格者名簿の調製.....	29
第16条	投票区及び投票所.....	31
第17条	投票管理者及び投票立会人.....	33
第18条	投票資格者名簿の登録と投票.....	34
第19条	投票資格者でない者の投票.....	34
第20条	投票の方法.....	35
第21条	期日前投票等.....	36
第22条	投票の秘密の保持.....	38
第23条	開票区及び開票所.....	38
第24条	開票管理者及び開票立会人.....	39
第25条	投票の効力.....	40
第26条	無効投票.....	41
第27条	投票の結果.....	42
第28条	結果の尊重.....	43
第29条	委任.....	43
	附則.....	43

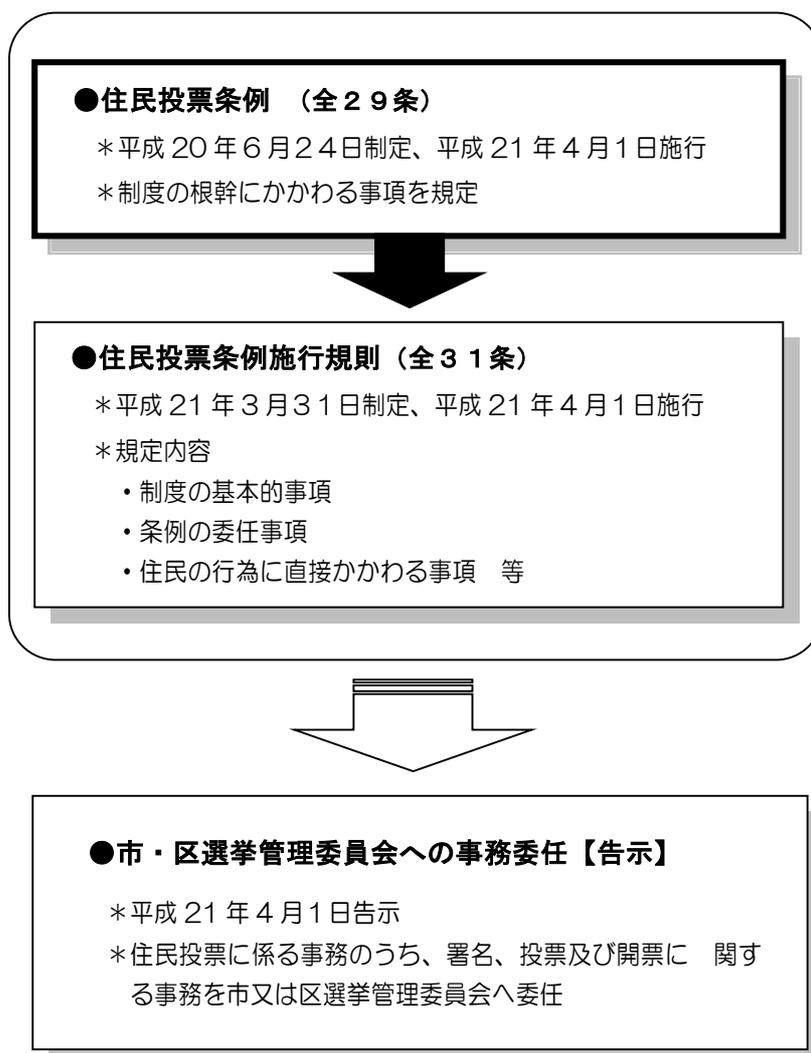
II	住民投票関係法令等	47
1	川崎市自治基本条例	49
2	川崎市住民投票条例	55
3	川崎市住民投票条例施行規則	63
4	川崎市住民投票条例の施行期日を定める規則	75
5	住民投票に係る事務の川崎市選挙管理委員会等への委任について	76
6	教育委員会事務の委任等に関する規則	79
III	住民投票の流れ	83
1	住民発議の流れ	85
2	議会発議の流れ	86
3	市長発議の流れ	87
	《参考》住民投票制度の検討経過	88

I 川崎市住民投票条例の条文と説明

●条文の説明に当たって

- ・住民投票制度に係る事務については、選挙管理委員会の所管事務とされている地方自治法に規定する直接請求における署名に関する事務、また、公職選挙法に規定する投票及び開票に関する事務と概ね共通していることから、「川崎市住民投票条例」及び「川崎市住民投票条例施行規則」に定められた事務のうち、署名、投票及び開票に関する事務については、市及び区選挙管理委員会に委任をしており、条例及び規則の規定において市長が行うものとされている事務であっても、実際には市及び区選挙管理委員会が当該事務を行うこととされている。そのため、実際に事務を執行する主体が明確となるように、規定中に《市選管》、《区選管》などの補記をするとともに、条文ごとの説明においても、実際に当該事務を行うべき主体がわかるように記述している。
- ・説明の欄では、条項ごとに条例の当該規定の趣旨や考え方とともに解釈を示しているほか、その条文に関連する施行規則の規定と運用に係る部分についても説明を加えている。
※施行規則の規定に係る説明に当たっては、関係条文を明確にするため、「(規則第〇条関係)」と補記している。

◎本市の住民投票制度の体系



(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。）に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

【説明】

○本条例は、市政に係る重要事項について、住民に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的として制定されたものである。

* 住民投票制度の意義

少子高齢化や情報化の進展など自治体を取り巻く環境変化のスピードが速く、住民のニーズや価値観も多様化しているとともに、地方分権に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中にあるには、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが、一層求められている。こうしたことから、川崎市では、市政に係る重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認することができる住民投票制度を創設するに至った。

住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができると考えている。

* 『常設型』の住民投票制度の必要性

住民投票制度には、必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する『個別設置型』と、対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する『常設型』がある。

『個別設置型』では、対象となる事案についての議論と併せて、そのつど投票の手続に関する議論も行われるため、実施に至るまでに時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられる。

これに対して『常設型』は、あらかじめ投票に関するルールづくりを行うものであることから、どのような事案が対象であっても、同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがある。

このようなことから、本市では、条例に基づく『常設型』の住民投票制度を創設した。

* 自治基本条例と住民投票制度

住民投票制度は、川崎市自治基本条例（平成 17 年 4 月施行）第 31 条に基本的な位置付けがされており、パブリックコメント手続制度（平成 19 年 4 月条例施行）などとともに、「参加の自治運営原則」に基づく重要な制度とされている。

◎自治基本条例第 31 条の規定と解説

（住民投票制度）

第 31 条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度であることなどから、住民投票を発議できる市民の範囲については、住民として、法人を除いた本市の区域内に住所を有する人としている。

また、投票に付される事項は、市民生活にかかわる重要な問題が想定され、議会や市長が直接住民の意思を確認しながら、それぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要なことと考えられるため、議会と市長も発議することができることとしている。

(市政に係る重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

(1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

(2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(3) 専ら特定の地域に関する事項

(4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項

(5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

【説明】

* 第1項関係

○本条では、住民投票に付することができる市政に係る重要事項について、「(1)現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」、「(2)住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものであること」の2つの要件を満たす必要があることなどを定めている。

(1)『現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項』について

○「市の存立の基礎的条件に関する事項」や「市民全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項」などがこれに該当する。

○ここでいう「住民の福祉」とは、地方公共団体の役割を定めた地方自治法第1条の2第1項で「住民の福祉の増進」と規定されているものと同義であり、住民が、政治、経済、社会、家庭などあらゆる面における生活又は活動において、物質的及び精神的利益を享受している状態を指している。住民投票の対象となる範囲を医療や保健、生活保護など、いわゆる狭義の「福祉」の分野に限定するものではない。

(2)『住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの』について

○「住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの」に該当するか否かについては、対象となる事案を取り巻く様々な状況や事情を総合的に勘案し、判断される必要がある。

○「住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況」については、①代表質問などの議会における審議の状況、②住民からの請願・陳情の状況、③マスコミ

報道等の状況、などを踏まえて確認が行われる。また、住民投票の対象事項となるには、一部の市民団体だけが賛成・反対の運動を行っている状況だけでは、ここでいう「住民の間」に「重大な意見相違が認められる状況」とはならず、賛成・反対にかかわる議論に全市的な広がりがあり、かつ、賛成・反対の状況が一定程度均衡していることなどが必要となる。

- 住民投票は賛成・反対という極めて単純な形式により住民の意思を確認する仕組みであるが、①賛成・反対で住民の意思確認が行える程度に議論が収斂されていない事項、②住民に意思確認をする要素が複数包含されているような事項については、的確に住民の意思を確認できないおそれがあるため、住民投票の対象から除外されることになる。
- 市が決定権限を有していない事案であっても、例えば、国や県などに対し積極的な要望行動等を行うなど、投票結果に基づいて市長や議会が尊重義務を果たすことが可能であれば、住民投票の対象事項から一律に除外されるものではない。ただし、本市で住民投票を実施する意義や効果を考えた場合、国民全体が等しく影響を受けるような性質の事案ではなく、本市の住民が特段の影響を受ける事案であって、かつ、市の事務として対応が求められるような事案である必要がある。

*** 第2項関係**

- 住民投票制度が間接民主制を補完するための制度である点を踏まえ、「改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められる」場合を除き、議会や市長がそれぞれの権限に基づき意思決定を行った事項や、既に住民投票を実施し、住民の意思が確認された事項については、住民投票の対象事項から除外することとしている。

◎特別な事情が認められる例

- 景気変動等による財政状況の大きな変化
- 対象事案に係る国の制度等の大幅な変更
- 時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証の必要性 等

- 「意思決定」とは、対象となる事案に関する最終的な決定権限（例えば、条例制定に関しては、市長が条例案を決定した段階ではなく、議会の議決がなされたとき）を有する機関が、市長であれば決裁や政策・調整会議の決定、議会であれば議決など、法令等で定められた正式な手続により確定された意思決定のことをいい、議会答弁や記者会見などで市長がただ単に考えを表明しただけの段階では、これに該当しない。また、「意思決定」は段階的に行われることもあり、最終的な決定権限を有する機関の意思決定であっても、「意思決定」に該当するか否かについては、対象となる個々の施策や事業ごとの熟度又は進捗状況を踏まえ判断される必要がある。

*** 第3項関係**

- 対象となる事案の性格上、住民投票に付することが適当でない、又は住民の意思を的確に確認することができない事項については、各号に掲げるとおり、対象事項から除外することとしている。

(第1号関係)

- 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票や、市長の解職又は議会の解散などを求める投票などについては、すでに法律上に住民投票を行える制度が用意されており、これらについては法令の規定に基づいて住民投票が実施されることが適当であるため、除外事項としている。

(第2号関係)

- 特定の個人や団体に対して公的援助を停止することや、公共施設の利用を制限することなどについて住民投票を実施した場合、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としている。

(第3号関係)

- 住民投票は、全市域の住民を対象として実施されるものであることから、その影響が特定の地域に限られるような事項については、第2号と同様、利害関係の違いから公平な投票結果を得られないおそれがあるため、除外事項としている。例えば、特定の学校の統廃合に関する事項については、専ら学区内に居住する住民の利便性や教育環境の問題であるならば、対象から除外されることになるが、その問題が全市的な学校統廃合の問題に波及するものであるならば、一律に除外されるものではない。

(第4号関係)

- 本質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項については、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことにならないため、除外事項としている。しかし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではない。
- 「市民が納付すべき金銭」とは、市民が市や国などの公の機関に対して納付すべき金銭のことをいう。

(第5号関係)

- 住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第4号に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けている。これに該当するには、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要がある。

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者

(2) 前項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

【説明】

○自治基本条例第31条において、住民投票の投票資格者が「住民」とされていることを踏まえ、本条では、投票資格者となる「住民」の年齢や市内在住の要件、また、外国人については日本での在留期間の要件などを定めている。

*** 第1項関係**

○自治基本条例第31条では、住民の範囲から未成年者を排除する理由はなく、少なくとも満18歳以上の者は、投票資格者たる「住民」に含まれるべきと解釈されている。住民投票は、住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、選挙権の有無にかかわらず、できる限り幅広い住民が投票に参加できることが望ましいが、未成年者については、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響なども考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないので、年齢要件については満18歳以上としている。

- 地方自治法第 18 条及び公職選挙法第 9 条において、選挙権に「3 か月以上」の住所要件を設けたのは、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」¹ ことを理由としているが、本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3 か月以上」としている。
- 投票資格を満たしているかどうかを明確に判定するという趣旨から、他市町村から転入した場合には、選挙における選挙人名簿の登録要件の場合と同じく、日付の遡り等を行えない転入の届出を行った日を住所要件の起算日とする旨定めている。
- 日本国籍を有しない者の市内における住民基本台帳の記録期間については、外国人登録制度が廃止されたことに伴う経過措置を設けている。(附則参照)

(第 2 号関係：日本国籍を有しない者)

- 住民投票の投票資格者は、日本に生活基盤を有していることに加え、付議事項の内容等について十分に理解し、自らの意思で投票を行うためには、日本の社会生活や文化、政治制度などの知識を身に付けている必要がある。このような点を考慮して、外国人については、在留資格をもって 3 年を超える期間、日本に在留していることを要件としている。ただし、永住者や特別永住者については、相当期間、日本で生活しており、日本の社会生活等を十分に理解していると推定されることから、この要件は不要としている。
- 本邦における住民基本台帳の記録期間については、外国人登録制度が廃止されたことに伴う経過措置を設けている。(附則参照)

*** 第 2 項関係**

- 第 1 項の要件を満たす者であっても、年齢や国籍にかかわらず、選挙権の欠格事由に該当する者については、第 2 項で投票資格者から除くこととしている。

(第 1 号関係)

- 公職選挙法等に規定する選挙権の欠格事由に該当する者については、次の理由により、住民投票の投票資格者から除外している。
 - 住民投票制度は、間接民主制を補完し、議会と市長に尊重義務を生じさせる重要な参加の制度であることから、選挙制度との整合を図り、投票資格者から選挙権の欠格事由に該当する者を除外することは一定の合理性がある。
 - 選挙では、事理を弁識する能力を有しないとの理由から、成年被後見人は選挙権者から除外されており、住民投票制度でも同様に考える。

(第 2 号関係)

- 日本国籍を有する者の投票資格判定における公平性を図るために、外国人についても、第 1 号に掲げる選挙権の欠格事由に該当する者は、投票資格者から除くこととしている。

¹ 安田充／荒川敦編著『逐条解説公職選挙法（上）』（ぎょうせい・平成 21 年）p. 76 から引用

(発議又は請求)

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。

2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

【説明】

○本条では、自治基本条例第31条の規定に基づき、投票資格者（住民）、議会、市長の三者が発議できること及びそれぞれの発議に係る要件等を定めている。

* 第1項関係

○投票資格者は、条例第6条第1項に基づく請求代表者たる資格の確認を受け、発議に必要とされる署名を収集した上で、市長に住民投票の実施を請求できるとしている。投票資格者の発議は、個々の投票資格者の単独の権利ではなく、署名要件に基づく相当数の投票資格者の集合的行為（合同行為）として認められているものである。なお、実際に投票が実施されるには、議会への協議を経る必要がある（条例第11条参照）。

○投票資格者の発議に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数であり、また、発議の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の10分の1以上としている（署名期間については、条例第7条④参照）。

○請求代表者は、「住民投票実施請求書」（規則第1号様式。以下「実施請求書」という。）に「住民投票実施請求者署名簿」（規則第4号様式。以下「署名簿」という。）と「住民投票実施請求署名収集証明書」（規則第6号様式）を添えて、条例第10条第5項に規定する区選挙管理委員会からの署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対して住民投票の実施請求を行わなければならないとしている（規則第11条①関係。なお、実施請求書は、代表者証明書の交付の際に請求代表者に返付される。）。この場合、5日目が市の休日（土日、祝日及び12月29日から1月3日）に当たるときは、川崎市の休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が実施請求の期限となる。

○市長は、請求代表者からの実施請求を受理したときは、その旨を請求代表者に通知することとしている（規則第11条④関係）。ただし、次の事項に該当する場合は、請求代表者からの請求を却下することとしている（規則第11条②③参照）。

(1) 署名簿の有効署名の数が必要署名者数に達していないとき

(2) 実施請求の期間を経過しているとき

(3)市長が 3 日以内の期限を付けて補正を求めたにもかかわらず、請求代表者が期限までに補正をしないとき

*** 第 2 項関係**

○議会は、過半数の議決を経て、市長に対して住民投票の実施を請求することができるとしている。なお、発議に関する議案を提出するには、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成を必要としている。

*** 第 3 項関係**

○市長は選挙で選出された独任制の機関であり、自らの意思で住民投票を発議することができるとしている。なお、住民投票が実施されるには、投票資格者からの発議と同様、議会への協議を経る必要がある（条例第 11 条参照）。

*** 第 4 項関係**

○実質的に同一の内容について同時又は短期間に続けて住民投票を実施しても、同様の投票結果になることが予想される。そのため、特定の事案について発議され、手続が進められているときにあっては、実質的に同一の内容の発議又は請求を認めないこととしている。なお、この規定では、設問が全く同一であることまでは要件としておらず、設問の表現に差異があったとしても、内容が明らかに同一であると認められる場合には、この規定に該当するものとして、発議ができないこととしている。

○「何人」には、既に発議を行っている請求代表者はもとより、市長や議会も含まれる。

○「手続が開始されている場合」とは、次に掲げる時点から、投票結果が判明するまでの間のことをいう。

- 投票資格者からの発議・・・代表者証明書交付申請が市長に提出されたとき
- 議会からの発議・・・・・・・・発議に係る議案が議会に提出されたとき
- 市長からの発議・・・・・・・・実施に関して議会への協議に係る議案が議会に提出されたとき

(発議又は請求の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

【説明】

○住民投票制度は、住民に直接意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、各主体からの発議又は請求に当たっては、賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしている。

(代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

【説明】

○投票資格者が、発議の主宰者として住民投票実施の本請求に向けた署名収集などの手続を進めるに当たっては、市長から「住民投票実施請求代表者証明書」（規則第2号様式。以下「代表者証明書」という。）の交付を受け、その旨を告示される必要があり、本条では、そのための申請や交付に関する手続等について定めている。

*** 第1項及び第2項関係**

○投票資格者が請求代表者になるためには、「住民投票実施請求代表者証明書交付申請書」（規則第3号様式。以下「交付申請書」という。）と実施請求書の2つの文書をもって、市長に対し、代表者証明書の交付申請を行う必要がある。これらの申請書又は請求書に必要とされる記載事項は、次のとおりである。

- 交付申請書・・・請求代表者になろうとする者の氏名、住所、生年月日
- 実施請求書・・・住民投票に付そうとする事項とその趣旨（1,000字以内）

- 市長は、提出された文書に基づき、次に掲げる事項のすべてに該当することが確認できたときは、申請人に対して代表者証明書を交付し、その旨を告示することとしており、確認ができなかったときは、申請を却下することとしている（規則第4条関係）。
 - (1) 住民投票に付そうとする事項が条例第4条第4項に該当しないこと
 - (2) 住民投票に付そうとする事項及び趣旨が、条例第2条に規定する「重要事項」であること
 - (3) 条例第5条に規定する形式に該当すること
 - (4) 申請人が交付申請日時点において条例第3条に規定する投票資格者であること
- 請求代表者は、1人でも数人でも差し支えないが、数人の場合には、そのすべての者が投票資格を有していなければならないが、そのうちの1人でも無資格者がいる場合には、代表者証明書の交付を受けることはできない。
- 請求代表者が投票資格者であることは、本請求を行うまでの継続要件となる。そのため、請求代表者が投票資格者でなくなったときには、その時点で請求代表者の地位も失うことになる。
- 代表者証明書の交付に関する決定に不服があるときは、行政不服審査法の手続に基づき、市長に対し審査請求を行うことができる。

*** 第3項関係**

- 請求代表者が速やかに署名収集の活動を開始できるように、市長は、代表者証明書の交付の際に、請求代表者に対して本請求に必要な代表者証明書の交付申請の日現在における投票資格者総数の10分の1の数を通知するとともに、広く住民に知らしめるためにその数を告示することとしている。

(署名等の収集)

第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。

3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。

4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

【説明】

○本条は、請求代表者が行う実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めている。

*** 第1項関係**

○署名簿には、実施請求書と代表者証明書（写しでも可）を織り込むことが必要となる。また、署名収集の際に投票資格者に対して求める事項は、①署名、②署名年月日、③住所、④生年月日であり、署名については、代筆署名が認められる場合を除いて、必ず自署しなければならない。

○署名等に使える文字については、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字のほか、投票資格者に外国人もいることなどを考慮し、ローマ字（ここでいうローマ字とは、英字のアルファベットの26文字のことをいう。）も可能としている。その他の外国語の文字については署名審査に困難をきたすおそれがあることから、署名等の記載に用いることは認めないこととしている。また、同様に署名審査の適正化を考慮し、ブロック体や楷書体など、誰もが読みやすい字体で記載しなければならないこととしている（規則第5条②関係）。

○請求代表者は、他の投票資格者に署名収集を委任（委任を受けた者を以下「受任者」という。なお、受任者自身が投票資格者であることは、署名収集を行う間の継続要件である。）することができる（規則第6条①関係）。請求代表者は、市内のいずれの区に属する投票資格者に対しても署名等を求めることができるが、受任者が署名収集を行えるのは、受任者と同じ区に属する投票資格者に対してであり、受任者本人が住所を有する区以外に住所を有する投票資格者から収集した署名は無効とされる。また、署名収集の際には、「住民投票実施請求署名収集委任状」（規則第5号様式。以下「署名収集委任状」という。）の原本を、実施請求書と代表者証明書とともに署名簿に織り込まなければならない。

○請求代表者が署名収集の委任をしたときは、直ちに区選挙管理委員会に委任届を提出しなければならない（規則第6条②関係）。

○署名収集は、署名簿を用いて、請求代表者又は受任者が投票資格者に対して直接行うものであり、

- 請求代表者又は受任者以外の第三者による署名収集は認められない。また、郵便又は回覧の方法により署名収集をしたような場合、その署名は正規の手續によらないものとして無効とされる。
- 身体障害又は非識字により署名簿に署名等を行うことができないときは、同じ区に属する投票資格者に対し、署名等を代筆させることができる。その際に署名の委任を受けた者は、署名簿に署名の代筆者として署名しなければならない。また、目の不自由な投票資格者は、点字で自己の署名等を記載することができるとしている（規則第5条③関係）。
 - 署名簿に署名した者は、請求代表者が署名簿を市長へ提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名を取り消すことができる（規則第30条関係）。

◎署名簿の構成

- | | | |
|----------|---|---------------------------------|
| ①署名簿表紙 | → | 付議事項が何であるのかを明記すること
(規則第4号様式) |
| ②実施請求書 | → | 写しでも可(規則第1号様式) |
| ③代表者証明書 | → | 写しでも可(規則第2号様式) |
| ④署名収集委任状 | → | 原本に限る(規則第5号様式) |
| ⑤署名用紙 | → | 1枚に5名分の署名欄(規則第4号様式) |
- ※①から⑤までの順で綴ることとする。

*** 第2項関係**

- 各区選挙管理委員会が区ごとに審査名簿の調製を行い、その名簿により署名等の審査を行うことから、署名簿は区を単位として作製しなければならないとしている。ただし、区ごとに作製したものを分冊し、数通の署名簿とすることは差し支えない。

*** 第3項関係**

- 直接請求制度では、選挙制度と直接請求のための署名収集行為とを時間的に切り離すことによつて、それぞれの制度の適正な運用を期そうとする趣旨から、川崎市内や川崎市を包括する区域内で地方選挙や国政選挙が行われるときは、一定期間、当該区域内では署名収集を禁止しており、本市の住民投票制度でもこれに準じることとしている。

*** 第4項関係**

- 直接請求制度では、市町村の場合、署名収集期間が1か月以内とされているが、本市が県並みの人口規模を有する大都市である点を踏まえ、本市の住民投票制度では署名収集期間を2か月以内としている。その後、平成25年の地方自治法改正により、政令指定都市の署名収集期間は1か月以内から2か月以内に改正されている。

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長《区選管》に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長《区選管》は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

【説明】

○本条は、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上になったときの署名審査のための署名簿の提出などを規定するとともに、必要署名者数に満たないとき等の却下について定めている。

*** 第1項関係**

○請求代表者は、署名収集が終了し、署名者数が必要署名者数に達したときは、区選挙管理委員会に対して、署名簿に署名等をした者が正当に審査名簿に登録された者であることの証明を求める必要がある。証明を求める際には、署名簿が2冊以上に分かれているときはこれを一括した上で、署名証明申請書を付して、区選挙管理委員会に署名簿を提出しなければならないとしている(規則第30条関係)。

○署名簿の整理等に要する時間を考慮して、署名簿の提出までに5日間の猶予を設けているが、これは署名簿提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、請求代表者の判断で署名簿を提出することは差し支えない。なお、提出期間の終期である5日目が市の休日(土日、祝日及び12月29日から1月3日)に当たるときは、川崎市の休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が署名簿の提出期限となる。

○署名簿は、区ごとに分類し、一括して当該区の区選挙管理委員会に提出しなければならないが、署名簿を2回以上に分けて提出することは認められない。

*** 第2項関係**

○区選挙管理委員会は、次に該当するときは、署名簿の提出を却下としている。

(1) 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき

(2) 署名簿の提出期間を経過しているとき

(審査名簿の調製)

第9条 市長《区選管》は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長《区選管》は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長《区選管》に異議を申し出ることができる。

4 市長《区選管》は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長《区選管》は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

【説明】

○本条は、請求代表者から署名簿の提出があった場合における、署名等の審査を行うための審査名簿の調製の方法、審査名簿の抄本の閲覧とそれに関する異議の申出等について定めている。

*** 第1項関係**

○審査名簿は、代表者証明書の交付日現在の投票資格者を登録した署名等の審査に用いるための名簿である。本市制度では、名簿の管理に係る経費や事務の負担などを軽減するために、公職の選挙に用いる選挙人名簿のような「永久名簿方式」ではなく、必要が生じた都度、名簿を調製する「随時名簿方式」としている。

○審査名簿には、代表者証明書の交付日現在における投票資格者の氏名（外国人については通称名も記載）、住所、生年月日等を記載することとしている（規則第7条①②関係）。ここでいう「住所」は、代表者証明書交付の日現在における、住民基本台帳に記録されている住所をいう。

○審査名簿への登録は、住民基本台帳の記録を利用することとしているため、投票資格者からの登録申請など、特段の手続を必要としない。

○区選挙管理委員会は、登録基準日現在で第3条第2項に規定する選挙権の欠格事由に該当する者を、審査名簿の登録から除く必要があるため、次に掲げる場合など、審査名簿の調製に当たり必要な情報を区選挙管理委員会が知り得たときは、必要な限度においてその情報を利用できている（規則第7条③関係）。

(1)公職選挙法第11条第3項又は第29条第1項により必要な情報が区選挙管理委員会へ通知され、又は通報された場合

(2) 後見登記等に関する省令第13条により、区長が必要な情報を知り得た場合

(3) 区選挙管理委員会が犯歴情報を管理している関係機関等に対し照会をすることにより、住民投票の投票権の有無に関し調査し、必要な情報を知り得た場合

- 投票資格者は、第2項に規定する閲覧の結果、審査名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、区選挙管理委員会に審査名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる（規則第7条④関係）。

*** 第2項関係**

- 審査名簿の抄本の閲覧は、投票資格者に審査名簿の登録に関し異議の申出の機会を与え、登録漏れを予防して審査名簿の正確を期すことを目的としている。閲覧の期間は、審査名簿の調製の日から5日間（土日、祝日等を含む。）としている（条例第9条②関係）。閲覧の期間と場所については、閲覧開始日の3日前までに区選挙管理委員会が告示することとしている（規則第9条関係）。

*** 第3項関係**

- 審査名簿の登録に関し不服がある投票資格者（投票資格を有すると主張する者を含む。）は、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、区選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができる。具体的な手続等については、公職選挙法に規定する選挙人名簿に関する異議の申出の例によることとしている（規則第30条関係）。

*** 第4項関係**

- 区選挙管理委員会は、審査名簿の登録に関して異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から7日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしている。

(1) 申出を正当と決定した場合

→ 異議の申出に係る者を審査名簿に登録、又は抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知

(2) 申出を正当でないと決定した場合

→ その旨を申出人に通知

- 「関係人」とは、審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者をさす。請求代表者が複数人の異議の申出をまとめて行う場合などは、請求代表者以外の者が関係人となる。

*** 第5項関係**

- 区選挙管理委員会が自ら行った調査や投票資格者本人からの申出などにより、本来、審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを区選挙管理委員会が知った場合には、速やかにその者を審査名簿に補正登録することとしている。

(署名等の審査)

- 第10条 市長《区選管》は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 市長《区選管》は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長《区選管》に異議を申し出ることができる。
- 4 市長《区選管》は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとしたときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長《区選管》は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

【説明】

- 本条は、区選挙管理委員会に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申出、有効署名数の告示などについて定めている。

*** 第1項関係**

- 区選挙管理委員会は、請求代表者から署名簿が提出され、署名等の証明を求められたときは、署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名等の効力を決定し、有効、無効である旨の証明をしなければならないとしている。
- 署名等の審査に当たり、次に該当する署名等は無効とする（規則第30条参照）。
- (1) この条例や施行規則に定める正規の手続によらない署名等
- (2) 何人であるかを確認し難い署名等
- (3) 第3項の規定により、詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名等で、区選挙管理委員会がその申出を正当と決定したもの
- 区選挙管理委員会は、署名等の効力を決定するに当たって必要があるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる（規則第30条関係）。
- 区選挙管理委員会は、同一人に係る2以上の有効署名等があるときは、そのうちの一つを有効と決定しなければならない（規則第30条関係）。
- 投票資格者総数の10分の1以上の署名審査を行う必要があることを考慮し、署名審査の期間を最長60日としている。

*** 第2項関係**

- 署名簿の縦覧は、署名の効力の未確定な署名簿を関係人の縦覧に供し、署名の効力を確定させる

ことを目的としている。

- 「関係人」とは、署名簿の署名等の効力に関して直接利害関係を有する者をいうが、直接利害関係を有するか否かは縦覧の結果初めて明らかになるものであることから、審査名簿に登録されるべき者全員が関係人ということになる。
- 区選挙管理委員会は、署名等の証明が終了したときは、区役所の会議室など区選挙管理委員会が指定した場所において、7日間（土日、祝日等を含む。）、署名簿の縦覧を行うこととしている。また、縦覧の期間と場所については、区選挙管理委員会があらかじめ告示することとしている（規則第10条参照）。

*** 第3項関係**

- 縦覧に付された署名簿の署名等の効力に関し不服のある者は、第2項に規定する縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、区選挙管理委員会に対し、異議の申出を行うことができるとしている。したがって、口頭による申出は認められない。異議の申出ができるのは、署名簿の署名等についてであり、署名自体に関することはもちろん、署名を求める手続等の瑕疵を内容とする署名に関する事項や署名簿そのものの効力を争う場合も含まれる。具体的な手続等については、直接請求制度における署名簿に関する異議の申出の例によることとしている（規則第30条関係）。
- 「署名簿の署名等に関し不服のある関係人」とは、①請求代表者及び受任者、②署名者、③他人に自己の名を偽筆された者等、署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者のことをいう。投票資格者であっても、ここにいう当該署名等に直接利害関係を有しない者は、異議の申出をすることができないとしている。

*** 第4項関係**

- 区選挙管理委員会が異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしている。
 - (1)申出を正当と決定した場合
 - 署名等の証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知
 - (2)申出を正当でないと決定した場合
 - その旨を申出人に通知

*** 第5項関係**

- 区選挙管理委員会は、縦覧期間内に異議の申出がないとき、又はすべての異議に対する決定を行ったときは、署名簿の末尾に署名総数並びに有効署名数及び無効署名数を記載し、請求代表者に返付しなければならないとしている（規則第30条参照）。
- 区選挙管理委員会は、署名等の効力の決定に関し、関係人の出頭や証言を求めた次第や、無効と決定した署名等についての決定の次第など必要な事項を署名審査録に記載し、署名等の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならないとしている（規則第30条関係）。署名審査録は、公の記録として、署名等の効力を争う場合の証拠となるものである。

(議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。

【説明】

○地方自治制度は、住民の代表である議会と市長による間接民主制を基本としており、直接民主制的な制度である住民投票制度と間接民主制の調和を図ることが、制度の安定性を高める上でも必要となる。このことから、本条では、請求代表者が必要署名者数を収集し、実施請求を行ったとき又は市長が自ら発議するときは、住民投票を実施することについて、議会に協議を求めることを定めている。

(住民投票の実施)

第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。

3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。

4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項（以下「付議事項」という。）の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。

5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。

6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

【説明】

*** 第1項関係**

○市長は、条例第11条に規定する議会への協議の結果、住民投票の実施に反対の議員数が在籍議員の大半である3分の2未満であるときは住民投票を実施し、逆に3分の2以上の議員が住民投票の実施の必要がないとの意思を示したときは、基本的に住民投票を実施しないという仕組みになっている。この場合における議員の賛否の判断は、政策等を決定するに当たり、住民投票の投票結果を踏まえて行う必要があるかないかという観点に基づいて行われる必要があるとしてい

る。また、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、法律に特別の定めがある場合を除き特別多数決議することはできないので、「議員の 3 分の 2 以上の者の反対」があるかないかの確認は議決以外の方法によらなければならない。なお、確認の方法については、議会の運営上の問題であることから、その方法については議会の運営に委ねられている。

*** 第 2 項関係**

○市長は、住民投票の実施を決定したときは、そのことを市民に広く知らせるために、実施請求書に記載された請求の趣旨等を付して実施の告示を行わなければならないとしている。また、住民発議の場合には、請求代表者に対しても、その旨を通知することとしている。

*** 第 3 項関係**

○本市制度では、原則、住民投票実施の告示が行われた日から 60 日を経過した日後に初めて行われる市の全区域を実施区域に含む選挙の期日と同じ日に、住民投票を実施することとしている。(告示の日の翌日を第 1 日として起算し、61 日目に当たる日から住民投票の投票日の設定が可能となる。) これは、住民投票と選挙の事務を共用化することにより、できるだけ実施経費を節減するとともに、住民の市政への関心や参加をより高める効果が期待できることをその理由としている。なお、ここでいう選挙とは、国政選挙、地方選挙を問わず、また、市の全区域を実施区域とする参議院議員の補欠選挙なども対象となるが、衆議院小選挙区選出議員、県議会議員又は市議会議員の補欠選挙のように、特定の区のみで選挙が行われる場合には、対象から除かれることになる。

○「告示の日から 60 日を経過した日後」としているのは、投票及び開票に係る準備や投票資格者に対する情報提供を行うために必要な期間などを考慮しているためである。

*** 第 4 項関係**

○前項のとおり、原則として、選挙の期日と同日に住民投票を実施するとしているが、住民投票の付議事項に緊急性などの特段の理由があると認められるときは、市長は、対象となる選挙の期日と別の日を投票日に定めることができるとしている。

○衆議院の解散に伴う総選挙なども、原則として住民投票と同日に実施される選挙の対象から除外されるものではないが、総選挙は解散の日から 40 日以内に執行されることとされており、解散の日から投票日までの期間が短いために、住民投票と選挙の両方の投開票事務を担う選挙管理委員会の準備が整わないような事態も懸念される。そのため、このような場合には、選挙管理委員会との協議を踏まえ、当該選挙と同日に住民投票を実施できないと市長が判断したときには、別の日を投票日に定めて住民投票を単独で実施するか、又は住民投票に付される事項の状況等を勘案し、その後最初に行われる選挙と同日に住民投票を実施することになる。

*** 第 5 項関係**

○住民投票の投票日を決定したときは、そのことを広く住民に知らせる必要があり、市長は、「少なくとも 9 日前まで」に住民投票の投票日を告示することとしている。

○選挙との同日実施の場合には、期日前投票や不在者投票を円滑に行うために、同日に行われる選挙の期日の告示日に合わせて、住民投票の投票日の告示を行うこととしている。また、同日

に実施する選挙が複数ある場合には、最も告示日の遅い選挙の告示日に併せて住民投票の投票日の告示を行うこととする。

- 投票日の告示後、投票資格者に対して、投票所の入場案内を速やかに送付することを予定している。(規則第30条関係)

*** 第6項関係**

- 投票日の告示日以降、天変地異の場合など特段の事由が発生し、市長が必要と認めるときは、投票日を変更することができるとしている。また、その後、改めて投票日を定めた場合は、少なくとも5日前までに告示しなければならないとしている。

(情報の提供)

第13条 市長《及び区選管》は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市長《及び区選管》は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

【説明】

*** 第1項関係**

- 住民が自らの明確な意思に基づき投票するためには、付議事項にかかわる事業等の目的、意義、費用、市民生活への影響等を踏まえ、どのような点が住民投票のポイントであるのかなどを十分に把握できている必要がある。住民投票運動やマスコミ報道などを通じて、住民は様々な情報を得られるが、何よりも付議事項に関する多くの情報を有しているのは市であり、市が積極的に情報提供を行うことは、付議事項に関する住民の理解を深める上で効果的と考えられる。なお、市は様々な形態で情報を保持しているので、付議事項に関する情報をそのまま開示するだけでは、効果的に住民の理解を深めることはできない。そのため、市は、市が有する情報を住民が容易に理解できるような形で整理し、情報提供を行う必要がある。
- 資料等の閲覧は、区役所等の公共施設で行うことを予定している。また、この他の周知の手段としては、市政だよりや住民投票広報の発行、パンフレットの作成、ホームページへの掲載、マスコミへの情報提供などが考えられる。

*** 第2項関係**

- 市長は、基本的に付議事項に関する意見表明を制限されるものではないが、情報提供を行うに当たっては、住民投票の実施者として中立性の保持に努めなければならないことを明らかにしている。

(住民投票運動)

第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。

2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

【説明】

○住民投票が実施される際には、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘することを目的として、様々な形態で住民投票運動が行われることが想定されるが、本条では、住民投票の適正な執行を図ることを目的として、住民投票運動を行えない者、住民投票運動の禁止期間及び禁止行為など、住民投票運動のルールについて定めている。

○本市の住民投票制度は法的拘束力を有しない、いわゆる「諮問型」であること、また、住民投票運動の違反行為に対し罰則を設けることは、刑罰における比例原則に反するおそれがあり、倫理的な要請にとどめざるを得ないことなどから、本条例では、住民投票運動違反に対する罰則規定は設けていない。

*** 第1項関係**

○投票管理者や開票管理者は、いずれも住民投票事務の管理執行の任に当たる機関であることから、投票事務の公正な執行を確保することを目的として、これらの者の住民投票運動を制限している。

○投票立会人や開票立会人については、投票管理者及び開票管理者とは異なり、住民投票事務の執行に当たる者ではなく、投票管理者、開票管理者等の事務の執行に対する監視的機関であるにとどまるものであることから、特段、住民投票運動の制限を設けていない。

*** 第 2 項関係**

○公職選挙法施行令第 55 条第 2 項に規定する施設等に入院又は入所している者については、承諾を得た上で当該施設の長などが不在者投票管理者（規則第 21 条②関係）となり、その管理下において不在者投票を行うことができる。そのため、投票事務の公正な執行を確保するために、不在者投票管理者となった施設の長が、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動を行うことを禁止している。

○「その者の業務上の地位を利用して」とは、日常の職務上有する影響力を利用してという意味であるが、例えば、不在者投票管理者となった病院長が、不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して住民投票運動をすることは禁止されるが、不在者投票の対象とならない通院患者に対して住民投票運動をすることまでは禁止されるものではない。

*** 第 3 項関係**

○市及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、市長から投票及び開票の事務について委任を受け、いずれも住民投票事務の管理執行に当たる機関となることから、投票事務の公正な執行を確保するために、在職中、これらの者の住民投票運動を制限している。

*** 第 4 項関係**

○原則、選挙との同日実施としていることから、条例素案に対するパブリックコメント手続での市民意見や議会における代表質問などにおいて、選挙の執行期間中に住民投票運動に名を借りた選挙運動が行われるおそれに対する懸念など、多くの意見が寄せられた経過がある。これらの意見などを踏まえ、第 5 項第 3 号に「公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する」住民投票運動は行えないことを確認的な規定として設けているが、さらに、住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、住民投票の実施の告示日から選挙の投票日の間に選挙が執行される場合には、その選挙の告示日から投票日までの間、原則として住民投票運動は行えないこととしている。ただし、条例に基づく住民投票制度において、当該選挙の候補者（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院届出政党等を含む。）が行う選挙運動及び「確認団体」が公職選挙法第 14 章の 3 の規定により行う政治活動についてまで規制することは適当でないので、これらの選挙運動や政治活動が住民投票運動にわたることを妨げないとしている。

○実施の告示日から投票日当日まで最低 60 日を空けることで、十分に住民投票運動を行う期間が確保されており、加えて市長から付議事項に関する十分な情報提供が行われるならば、選挙との同日実施において、投票日の告示日から投票日までの一定期間（10～18 日間）、公正な選挙の執行のために住民投票運動が制限されることは合理的な規制の範囲内であり、また、同日実施による議論の活性化や住民の市政への関心を高める効果も阻害されるものではないとしている。

* 第5項関係

○次の各号に掲げる行為は住民投票の適正執行の上で適当でないことから、住民投票運動として行えないこととしている。

(第1号関係)

○住民投票は、投票人の自由な意思に基づき投票が行われ、的確に住民の意思を確認することを目的としていることから、①金品、物品、供応接待などの買収、②寄附などの特殊の直接利害関係を利用した投票の誘導、③暴行や脅迫、偽名等による通信などによる住民投票運動の妨害行動など、住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為は行えないこととしている。

(第2号関係)

○早朝・深夜又は大音量での賛成又は反対を勧誘する行為など、市民の平穏な生活環境を侵害する行為は行えないこととしている。

(第3号関係)

○公職選挙法に違反する住民投票運動を行えないことを条例に規定することで、違法な住民投票運動をより排除するとともに、結果的に違法な選挙運動に該当する住民投票運動とならないよう注意を促す効果を期待している。なお、条例上に罰則の規定は設けていないが、第3号に該当する行為が行われた場合は、公職選挙法の罰則が適用されることになる。

○公職選挙法上の「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」とであるとされるが、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目いかんにより形式的に決定されるのではなく、その行為の態様、すなわちその行為のなされる時期、場所、方法、対象等につき総合的に実態を把握し、それが特定の候補者のための投票獲得に直接又は間接に必要かつ有利な行為であるかどうかを実質に即して判断されることになる。そのため、住民投票運動として行ったものであっても、それが違法な選挙運動にわたると判断される場合には、公職選挙法の規制の対象となり、また、これが告示日の前に行われたものである場合には事前運動として、公職選挙法の規制の対象となる可能性がある。

(投票資格者名簿の調製)

- 第15条 市長《区選管》は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第5項の規定による告示の日の前日（同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全域をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合にあっては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。
- 4 市長《区選管》は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長《区選管》に異議を申し出ることができる。
- 6 市長《区選管》は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 7 市長《区選管》は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

【説明】

- 本条では、投票に当たって、投票資格者の範囲を確定し、投票人が正当な投票資格者であるかについて確認するための投票資格者名簿について、その調製の方法、投票資格者名簿の抄本の閲覧とそれに関する異議の申出などについて定めている。

*** 第1項及び第2項関係**

- 投票資格者名簿は、投票日の告示日の前日を基準日（年齢については、住民投票の投票日）として、投票資格者を登録した名簿であり、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等が記載されている（規則第12条①関係）。
- この他名簿の調製方法等については、審査名簿（第9条参照）と同様である。

*** 第2項関係**

○投票資格者は、その属する投票区の投票所で投票をしなければならないが、投票に当たっては、投票しようとする者が投票資格者であるかどうかについて確認するため、名簿との対照を行う必要がある。そのため、投票資格者名簿は、投票区ごとに編製することとしている。

*** 第3項関係**

○選挙との同日実施の場合、日本国籍を有する者については、事務の効率や投票事務の適正執行などの点を考慮し、原則、選挙の投票所と同一の場所で住民投票の投票を行うこととしている。そのため、選挙と住民投票に係る名簿対照事務を併せて行うことにより、事務の効率化が図れるよう、選挙人名簿を住民投票に係る投票資格者名簿に代えることができることとしている。

*** 第4項関係**

○投票日の告示日の翌日から期日前投票が開始される点などを踏まえ、投票資格者名簿の閲覧の期日は、投票日の告示日の当日に限るとしている（規則第14条②関係。なお、選挙においても、選挙時登録の選挙人名簿の閲覧（特定の者が選挙人名簿に登録された者であることを確認するために行う申し出に限る）は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、運用上、選挙の告示日の当日のみとされている。）。また、閲覧の日時と場所については、閲覧開始日の3日前までに区選挙管理委員会が告示することとしている（規則第14条①関係）。
○この他閲覧の方法等については、審査名簿（第9条参照）と同様である。

*** 第5～7項関係**

○異議の申出や補正登録に関する考え方などについては、審査名簿（第9条参照）と同様である。

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。

【説明】

* 投票区について(規則第15条関係)

○投票区とは投票を行う単位区域のことをいい、次のとおり設けることとしている。

(1) 選挙との同日実施の場合

ア 日本国籍を有する投票資格者

→ 公職選挙法第17条第3項の規定により告示された投票区と同一の投票区

イ 外国人の投票資格者

→ 区の区域。ただし、支所又は出張所がある区については、支所又は出張所の所管区域とその区域を除いた区の区域をそれぞれ投票区とする。

※選挙権を有しない者は、原則、選挙の投票所へ入場できないとする公職選挙法第58条の制約があることから、選挙との同日実施の場合には、投票資格者の選挙権の有無により、投票区及び投票所をそれぞれ別個に設けることとしている。

(2) 住民投票の単独実施の場合

→ 選挙により告示された投票区と同一の投票区

※公職選挙法第58条の制約がないので、投票資格者の選挙権の有無により、投票区及び投票所を分ける必要はない。

* 投票所について(規則第16条関係)

○投票区に1か所、区選挙管理委員会の指定する場所に投票所を置くこととし、投票日の少なくとも5日前までに区選挙管理委員会が告示することとしている(規則第30条関係)。

○選挙との同日実施の場合、実施経費の節減、事務の効率化などを図るために、日本国籍を有する投票資格者については、原則、選挙と住民投票の投票所を同一の場所とすることを予定しているが、投票所のスペースなどの問題により同一の場所とすることが難しい場合には、選挙の投票所とは別に住民投票の投票所を設置することもあり得る。

○投票の時間は、選挙と同じく午前7時(期日前投票については午前8時30分)から午後8時までとしている(規則第30条関係)。

* 期日前投票の投票所について(規則第16条②関係)

(1) 選挙との同日実施の場合

ア 日本国籍を有する投票資格者

→ 住所を有する区の区役所、支所、出張所に設置する予定

※投票資格者が住所を有する区であれば、いずれの場所でも期日前投票を行うことができる。

イ 外国人の投票資格者

→ 住所を有する区の区役所に設置する予定

(2) 住民投票の単独実施の場合（すべての投票資格資格者について同じ）

→ 住所を有する区の区役所、支所、出張所に設置する予定

※投票資格者が住所を有する区であれば、いずれの場所でも期日前投票を行うことができる。

◎投票所の考え方

投票所の区分 投票資格者の区分	当日投票所		期日前投票所	
	同日実施	単独実施	同日実施	単独実施
日本国籍を有する投票資格者	選挙で使用する投票所と同じ投票所（全市 164 か所） *投票資格者は、投票所が指定される。		選挙で使用する期日前投票所と同じ投票所（全市 15 か所） *原則、区役所、支所、出張所に設置。同じ区内であればいずれの投票所でも投票ができる。	
外国人の投票資格者	区役所（支所、出張所の所管区域を除く。）、支所、出張所の所管区域にそれぞれ 1 か所投票所を設ける。（全市 13 か所） *投票資格者は、投票所が指定される。	同 上	各区に 1 か所投票所を設ける。（全市 7 か所） *原則、区役所に設置。住所を有する区の投票所で投票ができる。	同 上

※投票所の数は、令和 4 年 4 月 1 日現在のもの

(投票管理者及び投票立会人)

第17条 市長《区選管》は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

【説明】

*** 投票管理者について（規則第17条①関係）**

- 投票管理者は、投票に関する事務を行うことを担任しており、具体的な事務としては、投票用紙の交付、代理投票の許容、投票人の確認及び投票拒否の決定、仮投票の許容、投票録の作成、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持等がある。
- 投票管理者は、投票資格者の中から区選挙管理委員会が選任する。ただし、選挙との同日実施の場合に、選挙と住民投票を同一の場所で実施する投票所については、事務の効率性、経費節減などを図るために、選挙の投票管理者を住民投票の投票管理者に選任することができるとしている。

*** 投票立会人について（規則第18条関係）**

- 投票立会人は、投票事務の執行に立ち会い、これが公正に行われるよう監視すること等を任務としており、具体的には、投票手続の立ち会い、投票管理者が行う投票・代理投票の拒否等に際しての意見陳述、投票箱の送致の立会等がある。
- 投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下で区選挙管理委員会が選任する。ただし、選挙との同日実施の場合には、投票管理者と同様の理由により、選挙の投票立会人を住民投票の投票立会人に選任することができるとしている。
- 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない（規則第30条関係）。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第18条 投票資格者名簿(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあつては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。)に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

【説明】

○本条は、投票権行使に関する形式的要件、すなわち、投票資格者名簿の登録と投票との関係について定めている。

*** 第1項関係**

○投票資格者が投票を行うためには、条例第3条に規定する投票資格者であるとともに、形式的要件として、投票資格者名簿に登録されていることが必要であることを規定している。

○「投票資格者名簿に登録されていない者」とは、まったく投票資格者名簿に記載されていない者をいい、投票資格者名簿に記載されている氏名や住所等が明らかに誤記と認められるような場合には、これに該当しない。

*** 第2項関係**

○投票資格者名簿に登録されたものであっても、投票資格者名簿に登録されるべき者でないとき、すなわち、誤載者は投票を行えないことを定めている。なお、ここでいう「誤載者」とは、投票資格者名簿調製の際に、年齢要件、住所要件を満たしていない者を誤って登録した場合など、投票資格者名簿の登録要件を具備していないにもかかわらず、誤って投票資格者名簿に登録されたものをいう。

(投票資格者でない者の投票)

第19条 住民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【説明】

○前条は、①投票資格者名簿に登録されていること、②誤載者でないこと、という形式的要件について規定しているが、本条では、適法に投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者については投票できないことの実質的要件を規定している。例えば、投票資格者名簿に登載されていても、投票の当日に市外に転出している者などは投票することができない。

(投票の方法)

第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。
- 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。
- 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

【説明】

○本条は、投票人が投票を行う場合の基本的な投票の原則について定めている。

*** 第1項関係**

○住民投票では、投票によって住民の意思を確認する制度であるが、その投票の数について、付議事項ごとに1人1票の平等の原則によるものであることを明らかにしている。

*** 第2項関係**

○条例第21条第2項に定める不在者投票の場合を除き、原則として、①投票日（期日前投票を含む。）の当日に投票しなければならないこと、②本人が自ら投票所に行き投票しなければならないこと、③投票資格者名簿又はその抄本との対照を経て投票をしなければならないこと、について定めている。

○「自ら投票所に行き」とは、本人投票主義とともに投票所投票主義を明らかにしたもので、秘密投票の趣旨を貫き、投票の公正を確保しようとするものであって、委任投票、代理人投票などは認められないとしている。この原則に対し、不在者投票は自己の属する投票区ではなく、不在者投票管理者の管理する記載場所において、また、一定の範囲の重度身体障害者については、郵便等投票の手続に従いその現在する場所において投票することができるとしている。

*** 第3項関係**

○投票の記載方法及び投函の方法について定めたものであって、投票の自書主義及び秘密投票主義の原則を明らかにしている。

○投票の記載方法については、日本国憲法の改正手続に関する法律における投票用紙の記載方法と同じく、市選挙管理委員会が定めた様式の投票用紙に印刷された賛成又は反対の文字を丸（○の記号）で囲む方法を採用している。

*** 第4項関係**

○投票人の自由な意思に基づく、公正な住民投票が行われることを確保するために、投票用紙に投票人の氏名を記入してはならないとしている。なお、投票用紙に投票人の氏名を記載したときは、条例第26条第2号に規定する他事記載に該当するものとして無効となる。この規定は、秘密投票主義を明らかにしたものである。

(期日前投票等)

第 2 1 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第 3 項及び第 2 6 条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第 3 項及び第 2 6 条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

【説明】

○本条は、投票の方法に関する原則を規定した条例第 20 条の例外となる投票の方法について定めている。

* 第 1 項関係

○住民投票の当日に、公職選挙法第 48 条の 2 の第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、期日前投票を行うことができる。この場合、投票人は、該当事由を申立て、かつ、申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。(規則第 30 条関係)

◎公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項の規定

- (1) 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること
- (2) 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること
- (3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること
- (4) 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること
- (5) その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること
- (6) 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること

○期日前投票を行える期間は、投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までとし、投票時間は、選挙と同じく、午前 8 時 30 分から午後 8 時までとする。

○期日前投票の投票所については、条例第 16 条を参照

*** 第 2 項関係**

○選挙では、投票当日主義の例外として、選挙の当日一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人のために、不在者投票制度を設けている。本市制度においても、この考えに準じて不在者投票を行えることとしているが、制度が条例で創設されたものである点などを考慮し、次の(1)から(3)までの投票人については、不在者投票を行えることとしている。なお、(1)及び(2)の場合については、期日前投票の場合と同じように、住民投票の当日、投票人が公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項に掲げる事由に該当することが要件となる。(規則第 21 条、30 条関係)

(1) 施設等入院又は入所している投票人

- ①投票人は、不在者投票管理者を通じて、区選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用の封筒の交付を請求できる。なお、投票人が、直接、区選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用の封筒の交付を請求することもできる。
 - ②投票人は、不在者投票管理者の管理する場所において投票用紙に記載し、不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により投票を行うことができる。
- ※「施設等」とは、公職選挙法施行令第 55 条第 2 項に規定する施設のうち、本市の区域内に所在し、当該施設の長が不在者投票管理者となることを承諾した施設をいう。

(2) 投票の時点（投票日の告示日の翌日から投票日の前日までの間）において満 18 歳に満たない投票人

- ①投票人は、不在者投票管理者（区選挙管理委員会の委員長）に対し、直接、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。この場合、投票人が公職選挙法第 48 条の 2 の事由に該当すると見込まれることを申し立てなければならず、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を併せて提出しなければならない。
- ②投票人は、不在者投票管理者の管理する場所で投票用紙に記載し、不在者投票管理者に提出する方法により投票を行うことができる。なお、投票を行える時間は、午前 8 時 30 分から午後 8 時までである。

(3) 重度の障害のある投票人

- ①投票人は、身体障害者手帳など障害の程度を証明できる書類を添付して、区選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙、投票用の封筒及び郵送用の封筒を請求することができる。
- ②投票人は、不在者投票管理者のいない投票人の自宅等現在する場所において、投票人が投票用紙に記載し、これを郵便等によって区選挙管理委員会の委員長あてに送付する方法で投票を行うことができる。上肢又は視覚の障害がある投票人については、代理記載の制度もある。
(※これらの手続については、基本的に選挙の郵便等投票の例による。)

*** 第 3 項関係**

- 目の不自由な投票資格者の投票機会を確保するため、本人から投票管理者に申し立てることにより、点字投票を行うことができる。
- 投票人から点字投票の申出があった場合には、投票管理者は市選挙管理委員会の定める様式の点字用の投票用紙（規則第 19 条②関係）を交付しなければならない。点字用の投票用紙には、点

字により、付議事項に賛成のときは投票用紙に賛成と、また、反対のときは投票用紙に反対と記載することとしている（規則第 22 条関係）。

*** 第 4 項関係**

- 秘密投票主義の原則から、投票人が自ら投票用紙に記載することが原則であるが、投票人が身体障害又は非識字により、自ら投票用紙に記載することができない場合には、これらの者の参加を促進するために、投票管理者への申請により、その投票人に代わって投票の補助者が投票用紙に記載する代理投票の方法を認めている。
- 代理投票の申請があった場合には、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票人の投票を補助すべき者 2 人を承諾を得て定め、その 1 人に投票人の指示する内容を記載させ、もう 1 人を立ち合わせなければならないとしている（規則第 30 条関係）。

（投票の秘密の保持）

第 2 2 条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

【説明】

- 本条は、選挙と同様、何人も、賛成又は反対のいずれに投票したか述べる義務のないことを保障することにより、投票人の自由な意思による投票権の行使を確保し、もって無記名投票の趣旨を徹底し、投票の秘密を保持することを目的として定めている。

（開票区及び開票所）

第 2 3 条 開票区は、区の区域による。

2 開票所は、市長《区選管》の指定した場所に設ける。

3 市長《区選管》は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

【説明】

- 開票区とは、投票箱を開いて投票を点検し、投票の有効無効を決定する単位となる区域をいい、本市制度では、区の区域を開票区としている。
- 開票所では、区域内の各投票所から集められた投票箱を開いて投票の点検が行われる。1 開票区に 1 開票所を置くことを原則とし、区選挙管理委員会が指定した場所に開票所を設けることとしている。また、選挙と同日に住民投票を実施するときは、開票事務の公正性や効率性、経済性などを考慮し、特別の事情がない限り、開票所は選挙の開票所と同一の場所で行うこととしている。（規則第 26 条関係）
- 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行うこととするが、選挙と同様に、即日開票することを予定している（規則第 30 条関係）。

○投票人は、開票の参観を求めることができる。しかし、同日実施の場合には、選挙と住民投票の開票を同一の場所で行うことが原則であるので、その場合には、選挙権を有していない者は公職選挙法の規定により入場することができないため、参観は行えない（規則第 30 条関係）。

（開票管理者及び開票立会人）

第 24 条 市長《区選管》は、規則で定めるところにより、前条第 2 項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

【説明】

*** 開票管理者について（規則第 27 条①関係）**

- 開票管理者は、開票に関する事務を行うことを担任し、具体的な職務には、開票立会人の補充選任、仮投票や不在者投票に係る受理・不受理の決定、投票の点検、開票録の作成などがある。
- 開票管理者は、投票資格者の中から区選挙管理委員会が選任することとしている。なお、選挙と住民投票の同日実施の場合、同一の開票所で両方の開票を行うことを原則としているが、その場合においても、開票管理者の職務の適正執行の確保のため、選挙と住民投票の開票管理者は別々に選任することとしている。

*** 開票立会人について（規則第 27 条②関係）**

- 開票立会人は、開票に関する事務を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを職務としている。
- 開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て 3 人以上 5 人以下の範囲内で区選挙管理委員会が選任することとしている。なお、選挙との同日実施の場合において、同一人を選挙と住民投票の開票立会人に選任し、それぞれ開票に立ち合わせることは、開票作業を遅延させるなど、公正かつ適正な執行を阻害するおそれがあるため、開票管理者と同様、別々に選任することとしている。

(投票の効力)

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

【説明】

- 住民投票は、住民の意思を直接確認することを目的とした重要な参加の制度であり、投票を行った住民の意思が明白であると認められる場合には、条例第26条に該当しない限り、有効な投票として取り扱うことが適当であるとしている。
- 次のような場合は、それぞれ「賛成」の有効投票として取り扱うこととしている。

◎有効とされる投票方法の事例

原則的な記載方法	賛成	反対
第25条で許容される記載方法	賛成	反対
	賛成	反対

(無効投票)

第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

【説明】

○本条は、投票の形式的無効要因を例示的に列挙している。投票が有効であるためには、投票資格者のした投票であること、適法な住民投票の手続によったものであること及び適法な投票所で行われたものであることの実質的な要件と、適法な投票用紙が使用されていること及び適法な記載であること等の形式的要件を備えていなければならないとしている。しかし、投票箱に投じられたどの投票が実質的に無効であるかは投票自体から識別できないし、また、投票が適法な手続でなされたかどうかの判断を一連の投票手続の中途ですることは適当でないので、開票の際には、もっぱら投ぜられた投票自体によって形式的要件について判断して効力を決定すべきものとしている。

○点字投票の場合にも、本条の規定に準じて、次のような場合は無効の投票としている（規則第23条関係）。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

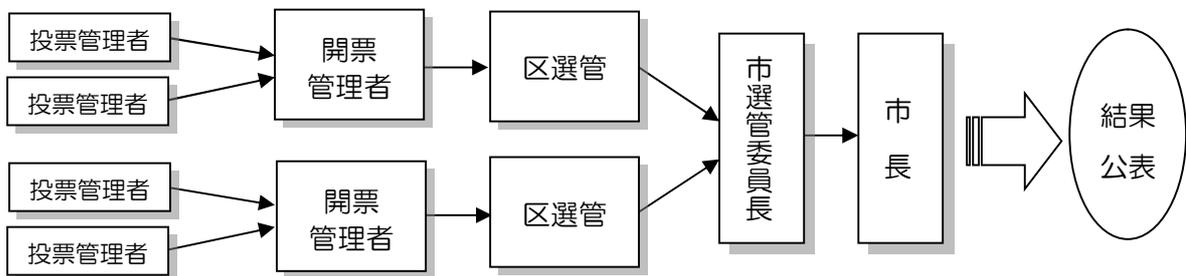
(投票の結果)

第 27 条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。

【説明】

- 本条は、投票の結果が判明したときの取扱について定めている。
- 市長は住民投票の実施者として、投票の結果が判明したときは、そのことを広く住民に知らせるために、速やかに賛成及び反対の投票の数などを告示し、併せて条例第 28 条で投票結果を尊重するとされている議会の議長、また、住民発議の場合には、請求代表者に対して投票の結果を通知することとしている。
- 各開票所の開票管理者は、投票の点検が終わったときは、開票録等によりその結果について区選挙管理委員会を経て、市選挙管理委員会の委員長に報告を行い、市選挙管理委員会の委員長は、全区の報告を集約し、市長へ報告することとしている（規則第 28 条関係）。

◎投票結果の公表までの流れ



(結果の尊重)

第 28 条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

【説明】

- 議会と市長が投票結果を尊重することについては、自治基本条例第 31 条に規定されている。
- 「尊重」とは、単に投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市長が意思決定を行っていくことと考えられる。このため、議会と市長は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があると考えられる。
- 住民投票の結果は、本来、誰もが尊重すべきものであるが、市長・議会と住民とではその責任の重さが異なり、また、住民投票は、議会と市長の意思決定にその投票結果を反映させるものであるという点を考慮する必要がある。このことから、自治基本条例第 31 条でも、投票結果を尊重するとされているのは市長と議会であり、住民に対する尊重義務は規定されていない。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

【説明】

- 川崎市住民投票条例の施行に併せて、条例の委任事項やその他住民投票事務に関する細目などについて、平成 21 年 4 月 1 日に川崎市住民投票条例施行規則を施行している。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号で平成 21 年 4 月 1 日から施行)

(必要な措置)

- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

- 住民投票条例の制定後、市民への制度周知を図るとともに、住民投票条例施行規則の制定、投票資格者名簿等に関するシステムの構築など、実際に住民投票を実施するための所要の作業を行い、平成 21 年 4 月 1 日にこの条例を施行している。
- 第 2 項については、議会の修正により規定されたものである。

附 則（平成24年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する第1条の規定による改正後の川崎市住民投票条例（以下「新住民投票条例」という。）第3条第1項及び第3条の規定による改正後の川崎市外国人市民代表者会議条例第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

3 施行日の前日において本邦において外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本邦において住民基本台帳に登録されている者に対する新住民投票条例第3条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本邦において外国人登録原票に登録されていた期間を本邦において住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

【説明】

- 「住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」として、他の関係条例と併せて改正を行った。
- 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行期日である平成24年7月9日を改正条例の施行期日としたものである。
- 第2項及び第3項は、外国人登録制度が廃止されたことに伴う経過措置として、平成24年7月8日に外国人登録原票に登録されていた者であって、引き続き住民基本台帳に登録されている者については、平成24年7月8日まで引き続き外国人登録原票に登録されていた期間についても、住民基本台帳に登録されている期間に通算することを規定したものである。

附 則（平成25年6月26日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 「地方自治法施行令」の一部改正に伴い、署名収集の期間の制限に係る規定が繰り上げられたため、署名収集に係る規定において引用している条文を改めたものである。

附 則（平成28年3月24日条例第13号）

この条例は、平成28年6月19日から施行する。

【説明】

- 「公職選挙法」の一部改正により、選挙権年齢が引き下げられたことに伴い、第3条の投票資格者に係る規定の内、投票資格を有しない者に関する規定の一部（第2項第2号）について、所要の整備を行うため条文を改めたものである。
- 「公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行期日である平成28年6月19日を改正条例の施行期日としたものである。

附 則（令和3年12月16日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正によって、署名簿への押印が不要とされたことから、条例の一部改正を行ったものである。

II 住民投票關係法令等

1 川崎市自治基本条例 (平成16年12月22日条例第60号)

前文

第1章 総則 (第1条～第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民 (第6条～第9条)

第2節 議会 (第10条～第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等 (第13条・第14条)

第2款 行政運営等 (第15条～第18条)

第3款 区 (第19条～第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営 (第23条～第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営 (第28条～第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議 (第33条)

第4章 国や他の自治体との関係 (第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

(1) 市政に関する情報を知ること。

(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。

(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。

(4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りなが

ら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限りません。）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

（財政運営等）

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

（評価）

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

（苦情、不服等に対する措置）

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

（区及び区役所の設置）

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

（区長の設置及び役割）

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理しま

す。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

2 川崎市住民投票条例 (平成20年6月24日条例第26号)

(目的)

第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。)に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

(市政に係る重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (3) 専ら特定の地域に関する事項
- (4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項
- (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 日本の国籍を有しない者であつて、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもつて在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの(同表の永住者の在留資格をもつて在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者

(2) 前項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者

(発議又は請求)

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。

2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

(発議又は請求の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(署名等の収集)

第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等(署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。

3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。

4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内にすべての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

(審査名簿の調製)

第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿(第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。

3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定に

よるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

(議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。

(住民投票の実施)

第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。
- 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項（以下「付議事項」という。）の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。
- 5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。
- 6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。

(住民投票運動)

第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。

- 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。
- 4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反する

ものを除く。)又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。)が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第5項の規定による告示の日の前日(同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日)現在(投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全域をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合にあっては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者(投票資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。

5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票区及び投票所)

第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。

(投票管理者及び投票立会人)

第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第18条 投票資格者名簿(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあっては、当該選挙人名簿を含む。以下同じ。)に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第19条 住民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(期日前投票等)

第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

4 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

(投票の秘密の保持)

第22条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(開票区及び開票所)

第23条 開票区は、区の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票の効力)

第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号をともに記載したもの
- (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの
(投票の結果)

第27条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。

(結果の尊重)

第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成21年3月31日規則第22号で平成21年4月1日から施行)

(必要な措置)

- 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年3月19日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する第1条の規定による改正後の川崎市住民投票条例(以下「新住民投票条例」という。)第3条第1項及び第3条の規定による改正後の川崎市外国人市民代表者会議条例第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

- 3 施行日の前日において本邦において外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本邦において住民基本台帳に登録されている者に対する新住民投票条例第3条第1項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本邦において外国人登録原票に登録されていた期間を本邦において住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

附 則 (平成25年6月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第13号)

この条例は、平成28年6月19日から施行する。

附 則 (令和3年12月16日条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 川崎市住民投票条例施行規則 (平成21年3月31日規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書等)

第3条 条例第6条第1項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第6条第1項の規定により住民投票実施請求書に記載する住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書(第2号様式)によるものとする。

4 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(第3号様式)により行うものとする。

(代表者証明書の交付申請等の却下)

第4条 市長は、条例第6条第1項の規定による請求又は申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その請求及び申請を却下するものとする。

(1) 条例第4条第4項の規定に該当するとき。

(2) 条例第6条第2項の規定による確認ができないとき。

(署名簿及び署名等)

第5条 条例第7条第1項に規定する署名簿は、住民投票実施請求者署名簿(第4号様式)によるものとする。

2 条例第7条第1項の規定による署名等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び市長が認める記号でし、かつ、判読しうるものとしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、署名等は、盲人が点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。以下同じ。)で自書することによりすることができる。

(署名等の委任)

第6条 代表者は、投票資格者に委任して、その投票資格者と同じ区に属する投票資格者について署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求署名収集委任状(第5号様式)を添付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

2 代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(審査名簿の調製)

第7条 条例第9条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日等を記載するものとする。

2 前項の規定により審査名簿に記載する事項は、条例第9条第1項に規定する日現在の事項とする。

3 市長は、審査名簿の調製のために必要な限度において、条例第3条第2項各号のいずれかに該当する者についての情報であって、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第3項(政

治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条第4項の規定により準用する場合及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第4項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第29条第1項の規定により区選挙管理委員会に通知され、若しくは通報されたもの又は後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条の規定により市長が知り得たものを利用することができる。

4 市長は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

（審査名簿の表示及び訂正等）

第8条 市長は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知った場合は、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

2 市長は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合は、速やかにその記載の修正又は訂正をするものとする。

（審査名簿の抄本の閲覧等）

第9条 市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による閲覧及び同条第3項の規定による異議の申出は、川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日においてもすることができる。

（署名簿の縦覧等）

第10条 市長は、条例第10条第2項の規定による縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 前条第2項の規定は、条例第10条第2項の規定による縦覧及び同条第3項の規定による異議の申出について準用する。

（住民投票実施の請求等）

第11条 条例第4条第1項の規定による請求は、代表者が条例第10条第5項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名収集証明書（第6号様式）及び住民投票実施請求者署名簿を添えてしなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合において、住民投票実施請求者署名簿の有効署名等の総数が必要署名者数に達しないとき、又は前項に規定する期間を経過しているときは、市長は、同項の規定による請求を却下するものとする。

3 第1項の規定による請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、市長は、3日以内の期限を付けて同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、代表者がその定められた期限までに補正をしないときは、同項の規定による請求を却下するものとする。

4 条例第4条第1項の規定による請求を受理したときは、市長は、速やかにその旨を代表者に通知するものとする。

（投票資格者名簿の調製）

第12条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿（同条第3項の規定により選挙人名簿をもって代えられた投票資格者名簿を除く。以下同じ。）には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するものとする。

2 前項の規定により投票資格者名簿に記載する事項のうち、住所にあっては市長が定める日現在

の住所とし、その他の事項にあつては条例第15条第1項に規定する日現在の事項とする。

3 第7条第3項及び第4項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の表示及び訂正等)

第13条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知った場合は、速やかに投票資格者名簿にその旨を表示するものとする。

2 第8条第2項の規定は、投票資格者名簿の記載の修正又は訂正について準用する。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第14条 市長は、条例第15条第4項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第15条第4項及び第5項に規定する規則で定める期間は、条例第12条第5項の規定による告示をした日の当日とする。

3 第9条第2項の規定は、条例第15条第4項の規定による閲覧及び同条第5項の規定による異議の申出について準用する。

(投票区)

第15条 条例第16条の規定による投票区の設置は、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に掲げる区域に行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に該当する投票資格者 公職選挙法第17条第2項の規定により区選挙管理委員会が設ける投票区の区域

(2) 条例第3条第1項第2号に該当する投票資格者であつて、次号に掲げる者以外のもの 当該投票資格者の属する区の区域（区役所支所又は区役所出張所（以下「区役所支所等」という。）の所管区域を除く。）

(3) 条例第3条第1号第2号に該当する投票資格者で区役所支所等の所管区域に属するもの 当該投票資格者の属する区役所支所等の所管区域

2 前項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と異なる日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合（以下「別日実施の場合」という。）における投票区の設置は、前項第1号に掲げる区域に行うものとする。

(投票所)

第16条 条例第16条の規定による投票所（期日前投票の投票所を除く。）の設置は、投票区ごとに市長の指定する場所に行うものとする。

2 条例第16条の規定による期日前投票の投票所の設置は、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に掲げる場所に行うものとする。ただし、別日実施の場合における第2号に掲げる投票資格者の期日前投票の投票所の設置は、第1号に掲げる場所に行うものとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に該当する投票資格者 各区の区域（区役所支所等の所管区域にあつては、当該所管区域）ごとに市長の指定する場所

(2) 条例第3条第1項第2号に該当する投票資格者 各区の区域ごとに市長の指定する場所
(投票管理者及びその職務代理者)

第17条 条例第17条の規定により設置する投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。ただし、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合（以下「同日実施の場合」という。）においては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。

2 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任

しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の職務代理人とすることができる。

(投票立会人)

第18条 条例第17条の規定により設置する投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下（期日前投票にあつては、2人）を市長が選任する。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

(投票用紙)

第19条 条例第20条第1項の規定による投票は、市長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第21条第3項の規定による点字による投票（以下「点字投票」という。）は、市長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(期日前投票)

第20条 条例第21条第1項の規定による期日前投票は、住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該住民投票に係る条例第12条第5項に規定する告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所において行わなければならない。

(不在者投票)

第21条 条例第21条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「労災リハビリテーション作業所の長」とあるのは、「労災リハビリテーション作業所の長であつて、その承諾を得たもの」とする。

3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(点字投票)

第22条 点字投票は、盲人が投票管理者に申し立てることにより行わなければならない。この場合において、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、点字用の投票用紙に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字により自書しなければならない。

(点字投票の無効投票)

第23条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を自書しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの

(代理投票)

第24条 条例第21条第4項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。
(投票記載所の掲示)

第25条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

2 市長は、条例第12条第5項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に付議事項又はその趣旨を掲示するものとする。

(同日実施の開票所)

第26条 同日実施の場合における条例第23条第2項に規定する市長の指定する場所は、当該選挙の開票所と同じ場所とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(開票管理者及び開票立会人)

第27条 条例第24条の規定により設置する開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。

2 条例第24条の規定により設置する開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を市長が選任する。

(投票の点検等)

第28条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第29条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、市長が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、第27条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(選挙等の例による事項)

第30条 条例、この規則、次条の規定に基づき市民文化局長が定めるもの並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部が委任された市選挙管理委員会、その委員長、区選挙管理委員会及びその委員長が別に定めるもののほか、署名等に関しては、その性質に反しない限り、地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例、審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を告示される住民投票について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された住民投票については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月16日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

《参考》 施行規則第30条の規定に関する説明

*** 「例による」の考え方**

- ・住民投票については、直接請求や選挙とほぼ同様の事務を行うことになるが、これらをすべて規定すると膨大な量となり、今後、公職選挙法などの改正が行われた場合など運用に当たり、支障が生じるおそれがある。そのため、直接請求や選挙と同じ事務を行う部分については、直接規定せず、これらの「例による」こととしている。

*** 「それぞれその性質に反しない限り」の考え方**

- ・「それぞれその性質に反しない限り」とすることにより、住民投票について施行規則や要綱等に定めるもののほかすべてが、自動的に直接請求、選挙の例によることを防ぐものである。直接請求や選挙に規定してある事項であって、住民投票では必要としない事項（例えば、選挙の選挙会や選挙運動に関すること）は、このようなものを例によらないとしている。

第2号様式

年 月 日

住民投票実施請求代表者証明書

次の者は、 _____ について賛成又は反対を問う
住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

住 所	氏 名

川崎市長

印

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

住民投票実施請求代表者証明書交付申請者

住 所	氏 名	生年月日

川崎市住民投票条例第6条第1項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、
_____について賛成又は反対を問う住民投票の住
民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

第4号様式（1）

（表紙）

年 月 日
住民投票実施請求者署名簿 _____について賛成又は反対を問う住民投票 （ 区） 第 号 この署名簿は、当該区以外で使うことはできません。

第4号様式（2）

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年月日	氏名	代筆をした場合（心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときのみ代筆を行うことができます。）			備考
						代筆者の 住所	代筆者の 生年月日	代筆者の 氏名	
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		
		年 月 日	川崎市 区	年 月 日		川崎市 区	年 月 日		

注 署名審査の終了後、川崎市住民投票条例第10条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

第5号様式

年 月 日

住民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、 _____ について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

受任者の氏名	
住 所	

住民投票実施請求代表者

氏 名

第6号様式

年 月 日

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する _____ につ
いて賛成又は反対を問う住民投票実施請求者署名簿には、川崎市住民投票条例第6条
第3項の規定により、_____年 _____月 _____日付けで告示された投票資格者の総
数の10分の1（_____人）により有効署名があることを証明します。

住民投票実施請求代表者

氏 名

4 川崎市住民投票条例の施行期日を定める規則

(平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号)

川崎市住民投票条例(平成 20 年川崎市条例第 26 号)の施行期日は、平成 21 年 4 月 1 日とする。

5 住民投票に係る事務の川崎市選挙管理委員会等への委任について

(平成21年4月1日告示第197号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号。以下「条例」という。)及び川崎市住民投票条例施行規則(平成21年川崎市規則第21号。以下「規則」という。)に規定する市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会及び市選挙管理委員会の委員長並びに区選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員長に委任したので、次のとおり告示します。

1 市選挙管理委員会への委任

- (1) 規則第19条に規定する投票用紙の決定に関すること。
- (2) 規則第29条に規定する複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序の決定に関すること。
- (3) 規則第30条の規定により地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例によることとされた署名等並びに公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例によるとされた審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に係る業務に関すること。

2 市選挙管理委員会の委員長への委任

- (1) 規則第28条第2項に規定する開票管理者からの投票の点検の結果の報告の取りまとめに関すること。
- (2) 規則第30条の規定により地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例によることとされた署名等並びに公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例によるとされた審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に係る業務に関すること。

3 区選挙管理委員会への委任

- (1) 署名関係
 - ア 条例第8条に規定する署名簿の受理及びその却下に関すること。
 - イ 規則第6条第2項に規定する署名等を求めるための委任を受けた者の届出の受理に関すること。
- (2) 審査名簿関係
 - ア 条例第9条第1項に規定する審査名簿の調製に関すること。
 - イ 条例第9条第2項に規定する審査名簿の抄本の閲覧に関すること。
 - ウ 条例第9条第3項及び第4項に規定する審査名簿の登録に関する異議の申出及びその決定に関すること。
 - エ 条例第9条第5項に規定する審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合の審査名簿への登録に関すること。
 - オ 規則第7条第3項に規定する審査名簿の調製のための条例第3条第2項各号に該当する者についての情報の利用に関すること。

- カ 規則第7条第4項に規定する審査名簿の調製のために住民投票の投票権の有無その他必要な事項の調査に関すること。
 - キ 規則第8条第1項に規定する審査名簿の表示に関すること。
 - ク 規則第8条第2項に規定する審査名簿の記載の修正又は訂正に関すること。
 - ケ 規則第9条第1項に規定する審査名簿の抄本の閲覧の期間及び場所の告示に関すること。
- (3) 署名等の審査関係
- ア 条例第10条第1項に規定する署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されているものかどうかの審査に関すること。
 - イ 条例第10条第2項に規定する署名簿の縦覧に関すること。
 - ウ 条例第10条第3項及び第4項に規定する署名等の審査に関する異議の申出及びその決定に関すること。
 - エ 条例第10条第5項に規定する有効署名等の総数の告示及び代表者への署名簿の返付に関すること。
 - オ 規則第5条第2項に規定する署名等として認められる記号に関すること。
 - カ 規則第10条第1項に規定する署名簿の縦覧の期間及び場所の告示に関すること。
- (4) 投票資格者名簿関係
- ア 条例第15条第1項から第3項までに規定する投票資格者名簿の調製等に関すること。
 - イ 条例第15条第4項に規定する投票資格者名簿の抄本の閲覧に関すること。
 - ウ 条例第15条第5項及び第6項に規定する投票資格者名簿の登録に関する異議の申出及びその決定に関すること。
 - エ 条例第15条第7項に規定する投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合の投票資格者名簿への登録に関すること。
 - オ 規則第12条第2項に規定する投票資格者名簿に記載する住所の現在日の指定に関すること。
 - カ 規則第12条第3項に規定する投票資格者名簿の調製のための条例第3条第2項各号に該当する者についての情報の利用に関すること。
 - キ 規則第13条第1項に規定する投票資格者名簿の表示に関すること。
 - ク 規則第13条第2項による規則第8条第2項の準用による投票資格者名簿の記載の修正又は訂正に関すること。
 - ケ 規則第14条第1項に規定する投票資格者名簿の抄本の閲覧の期間及び場所の告示に関すること。
- (5) 情報提供関係
- 条例第13条に規定する付議事項に係る市が有する情報を整理した資料等の当該区における配布等に関すること。
- (6) 投票関係
- ア 条例第17条及び規則第16条に規定する投票区及び投票所(期日前投票の投票所を含む。)の設置に関すること。
 - イ 条例第18条、規則第17条及び第18条に規定する投票管理者及び投票立会人の設置に関すること。

ウ 規則第25条に規定する投票所(期日前投票の投票所及び不在者投票管理者の管理する不在者投票の投票を行う場所を含む。)の掲示に関すること。

(7) 開票関係

ア 条例第23条第2項及び規則第26条に規定する開票所の指定に関すること。

イ 条例第23条第3項に規定する開票の場所及び日時の告示に関すること。

ウ 条例第24条及び規則第27条に規定する開票管理者及び開票立会人の設置に関すること。

(8) 選挙等の例による事項関係

規則第30条の規定により地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例によることとされた署名等並びに公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例によることとされた審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に係る業務に関すること。

4 区選挙管理委員会の委員長への委任

規則第30条の規定により地方自治法に規定する条例の制定及び改廃の直接請求の署名の例によることとされた署名等並びに公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例によることとされた審査名簿若しくは投票資格者名簿、投票又は開票に係る業務に関すること。

6 教育委員会事務の委任等に関する規則

(昭和47年3月29日教委規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務(以下「事務」という。)の一部の委任等について定めるものとする。

(区長等に委任する事務)

第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。

(1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。

(1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。

(1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。

(1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橋分館(以下「高津市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関すること。

6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。

(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)

(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。

(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。

(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及

び設備の維持管理及び使用許可に関すること。

(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。

(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。

10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。

(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク（以下「青少年教育施設」という。）の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。

(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。

（区長等に補助執行させる事務）

第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。

(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。

(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。

2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。

(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市社会教育委員会議教育文化会館専門部会に関すること。

(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。

(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

(3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。

(4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会に関すること。

(6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。

4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。

(1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。

(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関すること。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市立高津図書館橋分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。
- 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。
- (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (5) 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会に関すること。
 - (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。
 - (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
 - (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
 - (9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
 - (10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。
 - (11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。
 - (12) 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会に関すること。
- 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。
- (1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
 - (4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。

(5) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関する事。

8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。

(1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。

(2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。

(3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。

(4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関する事。

(5) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関する事。

(6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書閲覧等に関する事。

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。

(1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。

(2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関する事。

(3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関する事。

(4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関する事。

(5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関する事。

(6) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関する事。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月18日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月28日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教委規則第5号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日教委規則第6号）

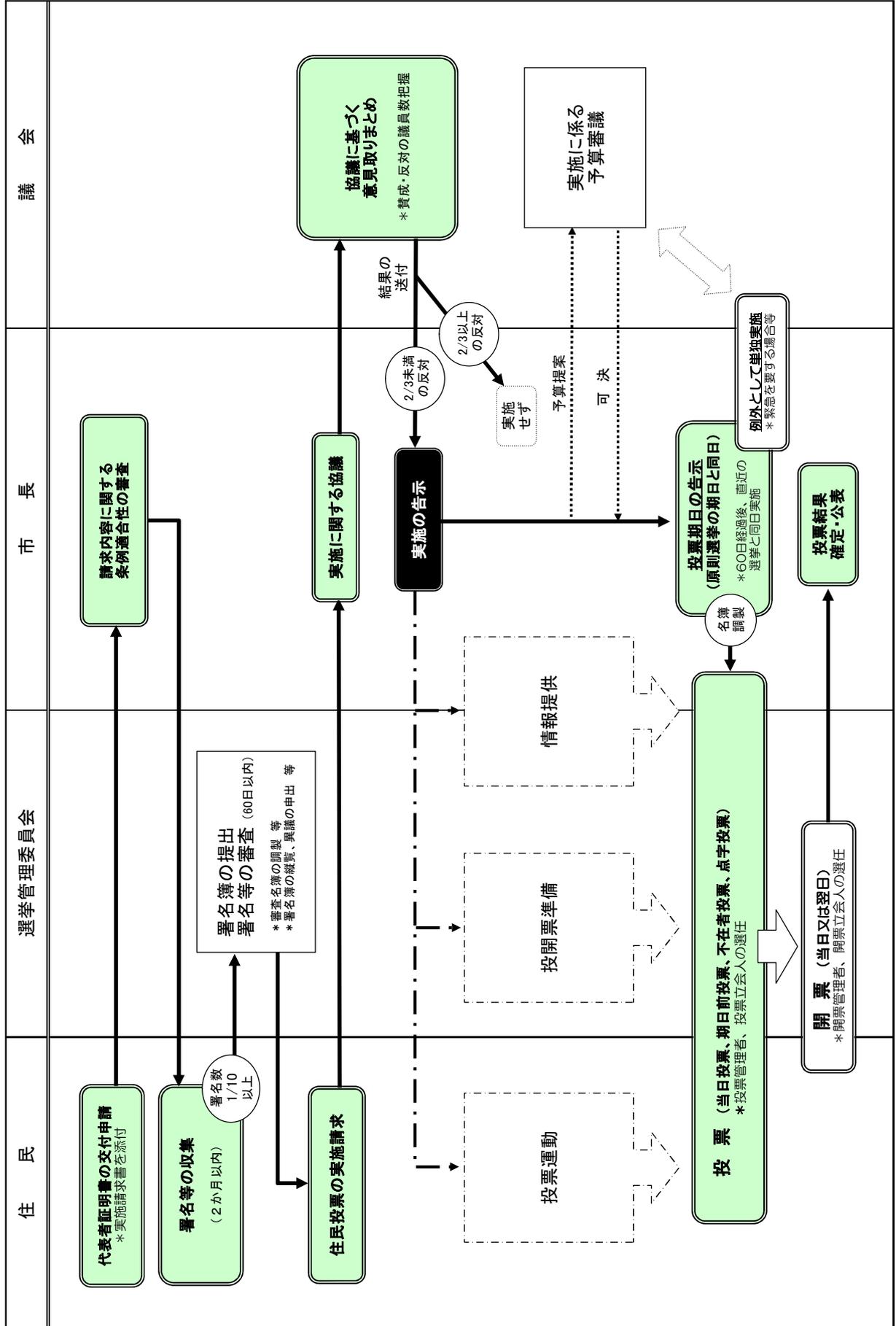
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第4号）

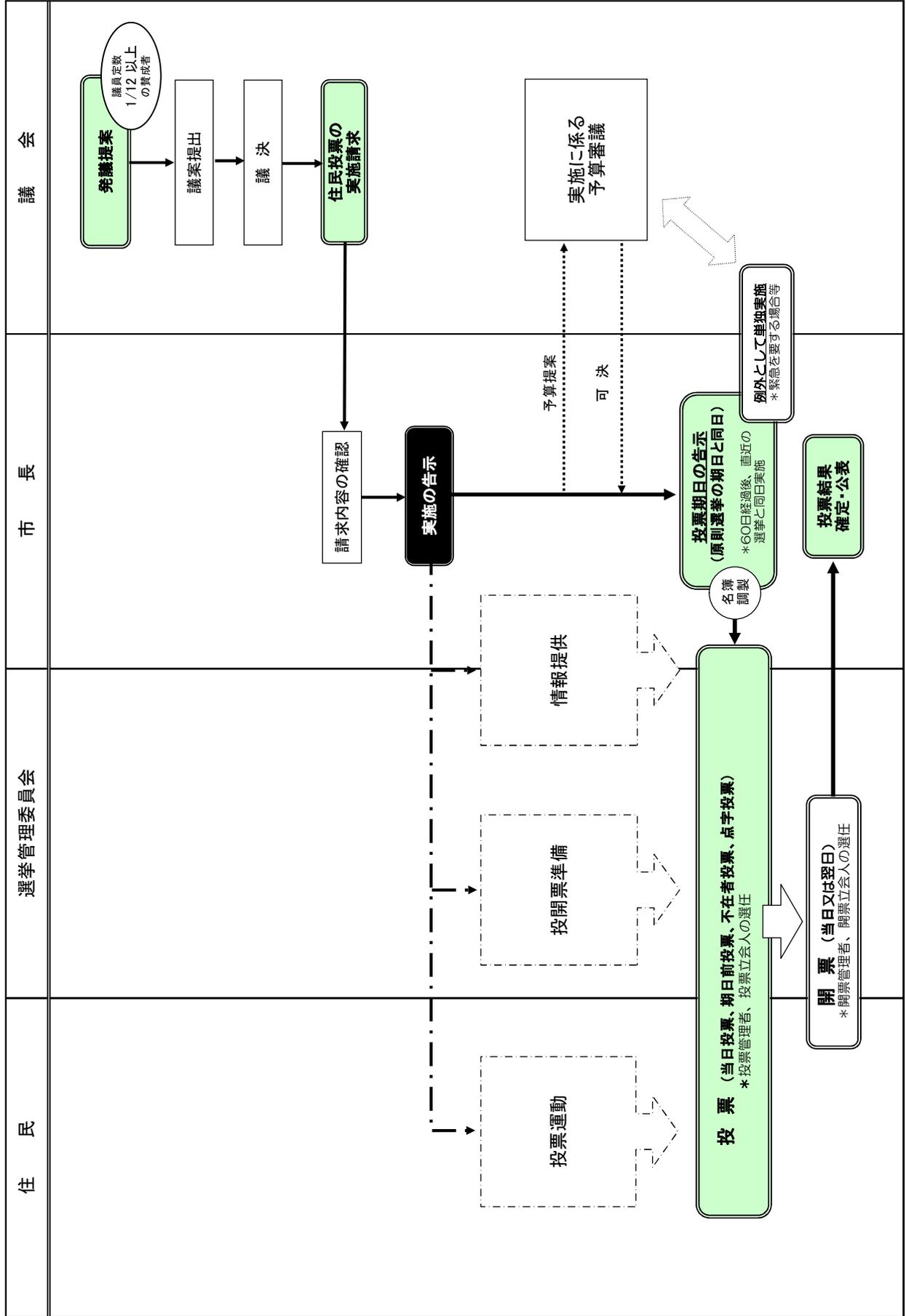
この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第1条中教育委員会事務の委任等に関する規則第2条の改正規定及び第3条第9項の改正規定中「市民・こども局こども本部長」を「こども未来局長」に改める部分並びに第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

Ⅲ 住民投票の流れ

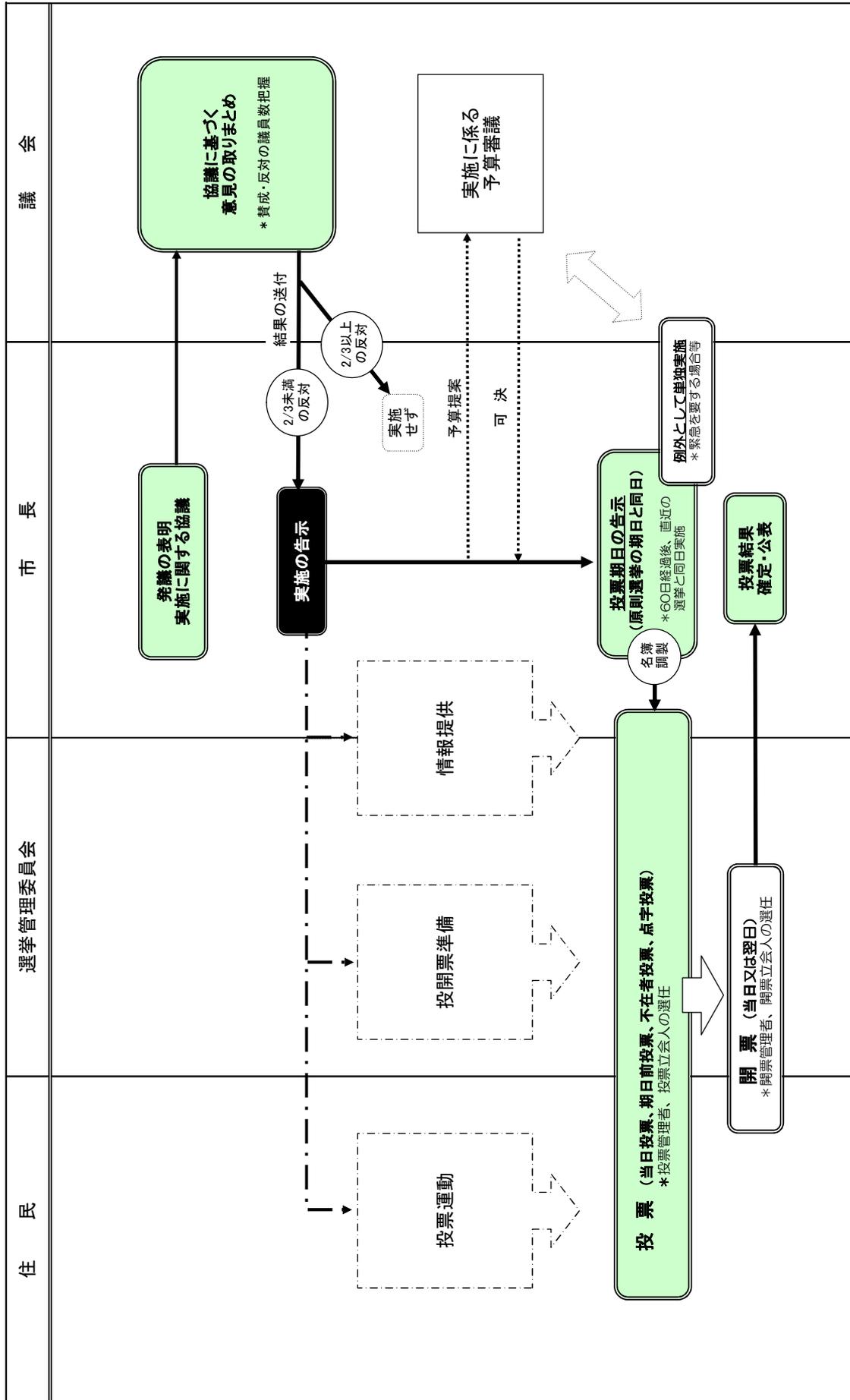
1 住民発議の流れ



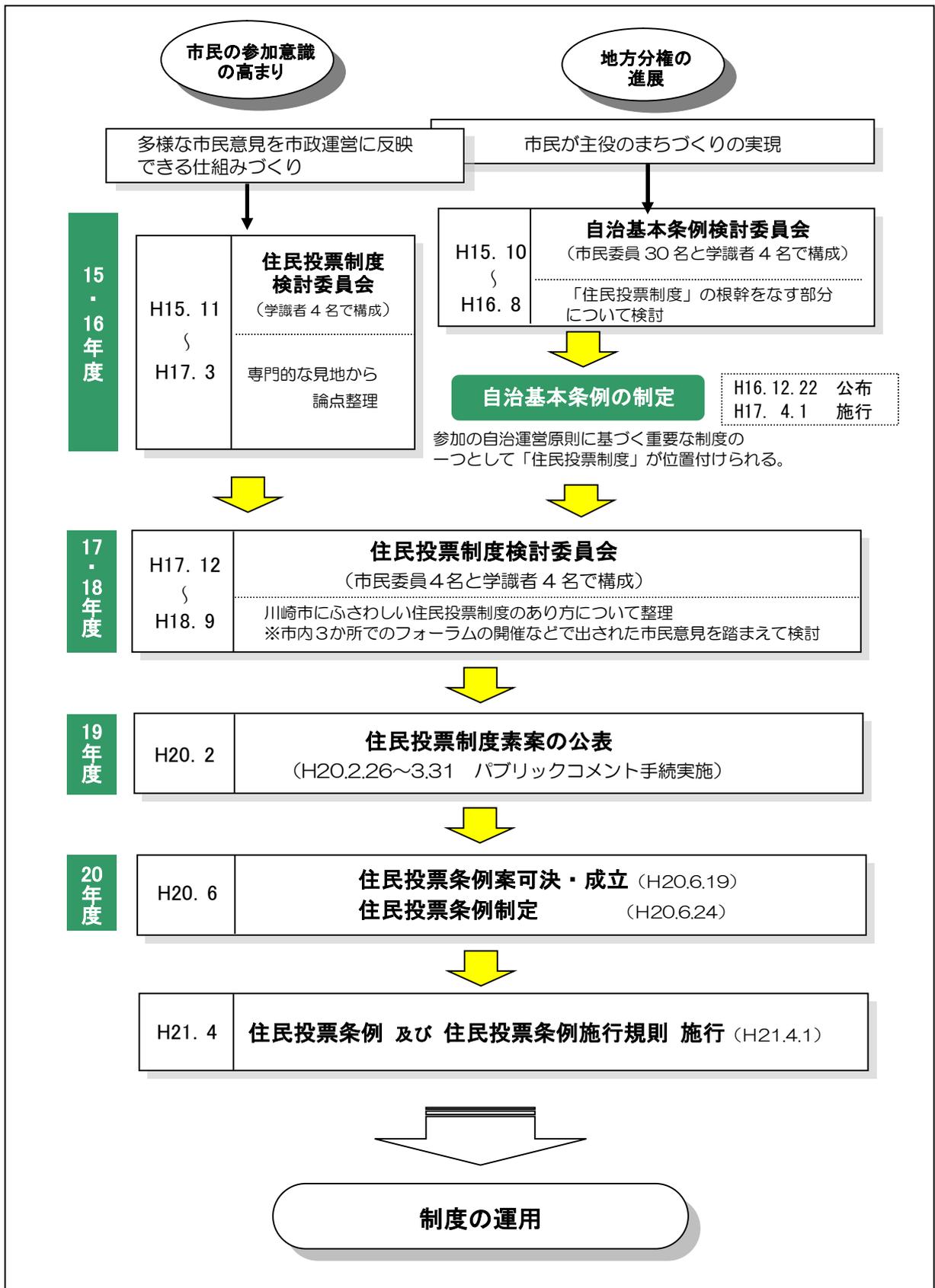
2 議会発議の流れ

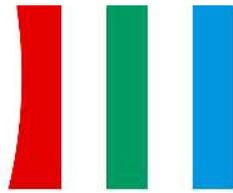


3 市長発議の流れ



参考：住民投票制度の検討経過





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市住民投票条例 逐条説明書

(令和4年3月版)

川崎市市民文化局協働・連携推進課

電話 044(200)2094

FAX 044(200)3800

メール 25kyodo@city.kawasaki.jp